

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名	内閣府地方創生推進事務局
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。 ・法人指定の期限：令和4年3月31日 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5% (当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間：法人指定の日から令和4年3月31日まで ・特例措置の内容 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。 		
関係条文	総合特別区域法第26条、総合特別区域法施行規則第15条、租税特別措置法第42条の11・第68条の14の2、租税特別措置法第61条、地方税法第23条第1項第4号、地方税法第72条の23第1項、地方税法第292条第1項第4号		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	－ (▲3,610)	[平年度] － (▲3,610) (単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性をもちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 まち・ひと・しごと創生基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においても、「総合特区は、地域の実情に合わせた規制の特例措置、財政・税制・金融上の措置の活用を促進することと」されている。国際競争力を飛躍的に向上させるための我が国の経済成長に寄与するスピーディーな拠点形成を推進するため、規制緩和や財政・金融支援に加え、法人税を対象とした税制支援による事業者への後押しを継続的に行っていくことが必要。</p> <p>また、成長戦略 2021 では、潜在可能性のある分野における積極的な成長戦略の強化のために、グリーン分野の成長や、経済安全保障の確保と集中投資のために、先端半導体技術の開発・製造立地推進が目標として掲げられており、2050 年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向けて、水素・燃料アンモニア産業や半導体・情報通信産業等、様々な産業における課題に対応していくこと及びデジタル社会を支える先端半導体の設計やその製造技術の開発を積極的に支援し、また、先端半導体の生産拠点について国際的に集中度が高いため、他国に匹敵する取組を早急に進め、先端半導体の生産拠点の日本への立地を推進することで、確実な供給体制の構築を図るとされている。</p> <p>国際戦略総合特区における設備投資減税は、総合特別区域法及び関係法令で定められた、環境への負荷の低減その他環境の保全に資する高度な技術に関する研究開発又はその成果を活用した製品の開発等及び我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業に係る高度な産業技術として、半導体素子、半導体集積回路の改良に係る技術その他先進的な技術を用いた半導体の研究開発又は製造に関する事業に対し課税の特例の適用があるものであり、この点において 2030 年排出削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルの達成及び先端半導体の生産拠点の日本への立地の推進に資するものである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
	政策の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする
政策目標の達成状況	国際戦略総合特区に指定された7特区においては、特別償却又は投資税額控除の制度を活用することにより、我が国の経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用見込み事業者数】</p> <p>令和4年度：18法人 令和5年度：6法人 (適用事業者の範囲)</p> <p>総合特別区域法に基づき、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う指定法人</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。</p> <p>これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。</p> <p>また、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。</p> <p>例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。</p> <p>京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。</p> <p>アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。</p> <p>グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年度 適用法人数：2 法人 減収額（実績）：0.8 億円</p> <p>平成 24 年度 適用法人数：19 法人 減収額（実績）：19.8 億円</p> <p>平成 25 年度 適用法人数：37 法人 減収額（実績）：30.4 億円</p> <p>平成 26 年度 適用法人数：43 法人 減収額（実績）：59.3 億円</p> <p>平成 27 年度 適用法人数：27 法人 減収額（実績）：48.9 億円</p> <p>平成 28 年度 適用法人数：27 法人 減収額（実績）：15.3 億円</p> <p>平成 29 年度 適用法人数：29 法人 減収額（実績）：37.5 億円</p> <p>平成 30 年度 適用法人数：33 法人 減収額（実績）：41.1 億円</p> <p>令和元年度 適用法人数：23 法人 減収額（実績）：40 億円</p> <p>令和 2 年度 適用法人数：22 法人 減収額（実績）：38.8 億円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：42 条の 11、68 条の 14 の 2 ② 適用件数：16 件 ③ 適用額：907,245 千円</p>

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>当事務局が委託した調査によると、平成 29 年から令和元年の間で、支援対象設備投資総額が約 371 億円、総合経済波及効果が約 167 億円であり、設備投資の意思決定における税制上の支援措置の意思決定比重は 25.3%であった。このことから、事業着手誘因効果は、それぞれ約 94 億円、約 42 億円と推計され、税制上の支援措置がもたらす設備投資額押上効果は 1.36 倍、経済波及効果押上効果は 1.39 倍であると考えられる。</p> <p>また、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は顕著に増加しており、本税制措置は、民間投資の活性化につながるとともに、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p> <p>このように、総合特区制度の税制支援措置は、国内企業の事業創出・拡大誘因において、相応の役割を担っているといえ、政策目標の更なる推進のためには、本税制措置を延長し、民間投資の活性化を一層広く誘導していくことが必要である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>認定国際戦略総合特区計画に定められた事業数及び租税特別措置の適用法人数は顕著に増加しており、本税制特例は、民間投資の活性化につながるとともに、産業の国際競争力の強化に寄与している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度：創設</p> <p>平成 25 年度：拡充 （適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加）</p> <p>平成 26 年度：延長（2年間）</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長 （特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長）</p> <p>平成 30 年度：延長（2年間） （特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲（国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外）を見直した上で、2年延長）</p> <p>令和 2 年度：延長（2年間） （対象事業の範囲（水の確保が困難な地域における水の適切な供給及び効率的な排水の処理に関するシステムの研究開発に関する事業、高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であって、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に関する事業、高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピューターゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、特に付加価値の高いと認められるものの創作又は提供に関する事業、プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系であって特に付加価値の高いと認められる研究開発に関する事業を除外）を見直した上で、2年延長）</p>